

日田市規則第6号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

日田市長 原 田 啓 介

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(休園日)</p> <p>第8条 条例第4条第1項第4号に規定する市長が定める休園日(法第19条第1号に掲げる子どもに係る休園日に限る。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の実費で徴収する費用の額は、次の各号に掲げる子ども</p>	<p>(休園日)</p> <p>第8条 条例第4条第1項第4号に規定する市長が定める休園日(法第19条第1項第1号に掲げる子どもに係る休園日に限る。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の実費で徴収する費用の額は、次の各号に掲げる子ども</p>

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1号に掲げる子ども

ア及びイ 略

(2) 法第19条第2号に掲げる子ども

ア及びイ 略

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは前項に掲げる副食費を徴収しない。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるもの

ア 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

イ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。次号において同じ。） 57,700円（府令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

(2) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる子ども

ア及びイ 略

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる子ども

ア及びイ 略

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは前項に掲げる副食費を徴収しない。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるもの

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。次号において同じ。） 57,700円（府令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

(2) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校

の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するもの(前号に該当するものを除く。)

ア 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

イ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

別表(第6条関係)

名称	法第19条各号に掲げる子どもの区分	略
	略	
略		

の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するもの(前号に該当するものを除く。)

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

別表(第6条関係)

名称	法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分	略
	略	
略		

(日田市立小規模保育園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 日田市立小規模保育園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給食の実施)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の実費で徴収する費用の額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に掲げる子ども</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>に掲げる子ども</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは前項に掲げる副食費を徴収しない。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるもの</p> <p>ア <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>イ <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子</p>	<p>(給食の実施)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の実費で徴収する費用の額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる子ども</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる子ども</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは前項に掲げる副食費を徴収しない。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるもの</p> <p>ア <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>イ <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育</p>

どもを除く。次号において同じ。) 57,700円(府令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

- (2) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するもの(前号に該当するものを除く。)

ア 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

イ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

認定子どもを除く。次号において同じ。) 57,700円(府令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

- (2) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するもの(前号に該当するものを除く。)

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後

の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 零</p> <p>(2) <u>法第19条第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 零</p> <p>(3) <u>法第19条第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 別表に定める</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準</p> <p>略</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 零</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 零</p> <p>(3) <u>法第19条第1項第3号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども 別表に定める</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準</p> <p>略</p>

(日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第4条 日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特例介護給付費等の額)</p> <p>第10条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費等の額は、当該指定障害福祉サービス等については法第29条第3項の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（省令第25条に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の100分の90に相当する額とし、当該基準該当障害福祉サービスについては障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例地域相談支援給付費の額)</p>	<p>(特例介護給付費等の額)</p> <p>第10条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費等の額は、当該指定障害福祉サービス等については法第29条第3項の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（省令第25条に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の100分の90に相当する額とし、当該基準該当障害福祉サービスについては障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例地域相談支援給付費の額)</p>

第11条 法第51条の15第1項の規定により支給する特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援（同条第1項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

（計画相談支援給付費の支給申請等）

第12条 略

2及び3 略

4 福祉事務所長は、計画相談支援給付費の支給の決定を受けた支給決定障害者等について法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援のモニタリング期間（同項に規定する主務省令で定める期間をいう。）を変更するときは、モニタリング期間変更通知書（様式第18号）により当該支給決定障害者等に通知するものとする。

5 略

第11条 法第51条の15第1項の規定により支給する特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援（同条第1項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

（計画相談支援給付費の支給申請等）

第12条 略

2及び3 略

4 福祉事務所長は、計画相談支援給付費の支給の決定を受けた支給決定障害者等について法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援のモニタリング期間（同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。）を変更するときは、モニタリング期間変更通知書（様式第18号）により当該支給決定障害者等に通知するものとする。

5 略

（日田市障害児に係る児童福祉法施行細則の一部改正）

第5条 日田市障害児に係る児童福祉法施行細則（平成12年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(障害児相談支援給付費の支給)

第10条 略

2～4 略

5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者について法第6条の2の2第9項に規定する継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(同項に規定する内閣府令で定める期間をいう。)を変更するときは、モニタリング期間変更通知書(様式第19号)により当該対象者に通知するものとする。

6 略

(障害児相談支援給付費の支給)

第10条 略

2～4 略

5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者について法第6条の2の2第9項に規定する継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。)を変更するときは、モニタリング期間変更通知書(様式第19号)により当該対象者に通知するものとする。

6 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。